

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年12月24日

【事業年度】 第11期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社Amazia

【英訳名】 Amazia, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐久間 亮輔

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区南平台町2番17号

【電話番号】 03-6427-8856(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 神津 光良

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区南平台町2番17号

【電話番号】 03-6427-8856(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 神津 光良

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
売上高 (千円)	389,321	1,171,086	1,375,500	3,386,580	7,524,525
経常利益又は経常損失 (千円)	18,733	27,321	77,337	396,443	1,084,693
当期純利益又は当期純損失 (千円)	19,711	29,254	94,951	303,027	750,264
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	84,347	153,347	161,472	338,524	356,089
発行済株式総数 (株)	1,392	14,840	3,018,000	3,314,100	6,710,200
純資産額 (千円)	88,185	196,931	308,132	965,007	1,800,970
総資産額 (千円)	202,403	410,025	565,159	1,613,255	3,106,918
1株当たり純資産額 (円)	15.84	33.18	51.05	145.60	260.87
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	3.54	5.00	15.91	46.77	112.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)				44.96	107.91
自己資本比率 (%)	43.6	48.0	54.5	59.8	56.3
自己資本利益率 (%)	20.1	20.5	37.6	47.6	55.3
株価収益率 (倍)				37.2	31.5
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	9,501	32,111	53,988	324,928	849,901
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	11,136	6,887	9,006	58,918	25,969
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,956	126,599	13,095	334,596	30,215
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	93,499	181,099	239,177	839,783	1,693,930
従業員数〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	1 〔-〕	10 〔1〕	12 〔1〕	16 〔2〕	25 〔3〕
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	203.4 (104.9)
最高株価 (円)	-	-	-	6,370	5,330 (10,840)
最低株価 (円)	-	-	-	1,355	3,300 (3,540)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第7期、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であって、期中平均株価が把握できなかったため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 3. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2018年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から2019年9月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 5. 2017年3月15日付で普通株式1株につき10株、2018年9月1日付で普通株式1株につき200株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
 6. 第7期、第8期、第9期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 8. 第7期から第10期までの株主総利回り及び比較指標は、2018年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、記載しておりません。第11期の株主総利回り及び比較指標は、第10期末を基準として算定しております。また、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、株主総利回りを算定しております。
 9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。ただし、当社株式は、2018年12月20日から東京証券取引所マザーズ市場に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。また、当社は2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、第11期の株価については、当該株式分割後の最高株価及び最低株価を記載し、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2 【沿革】

当社は、2009年10月1日に「世界にチャレンジするインターネットサービスを創る」という経営理念のもと設立されました。個人のライフスタイルをより充実させるインターネットサービスを創りたいとの思いから、共同購入クーポンサイト、コマースサイトのシステム提供、様々なマンガアプリを運営していく中で、マンガアプリ事業に商機を見出し、同事業を本格的に行うために、マンガアプリ事業に経営資源を集中させることといたしました。

設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2009年10月	東京都渋谷区道玄坂に当社設立（資本金500万円）
2010年7月	共同購入クーポンサイト「GroupMail」サービス提供開始
2010年9月	株式会社アイデアコミュニケーションを吸収合併
2011年10月	本社を東京都渋谷区円山町に移転
2014年11月	プレミアム型マンガアプリ「マンガBANG!」をサービス提供開始
2015年8月	「マンガBANG!」における電子書籍配信作品数強化を図るため、株式会社メディアドゥとの資本業務提携契約を締結
2015年11月	無料マンガアプリ「マンガ全巻無料極」をサービス提供開始
2015年11月	プレミアム型マンガアプリ「マンガBANG!」ストア機能追加
2016年7月	本社を東京都渋谷区円山町内に移転
2017年5月	「マンガBANG!」WEB配信サービス提供開始
2017年12月	マンガ投稿サービス「マンガEpic!」をサービス提供開始
2018年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年1月	本社を東京都渋谷区南平台町に移転
2020年6月	女性向けエンタメアプリ「Palfe（パルフェ）」をサービス提供開始

(注) 当事業年度末後、有価証券報告書提出日までに、以下の事象が発生しております。

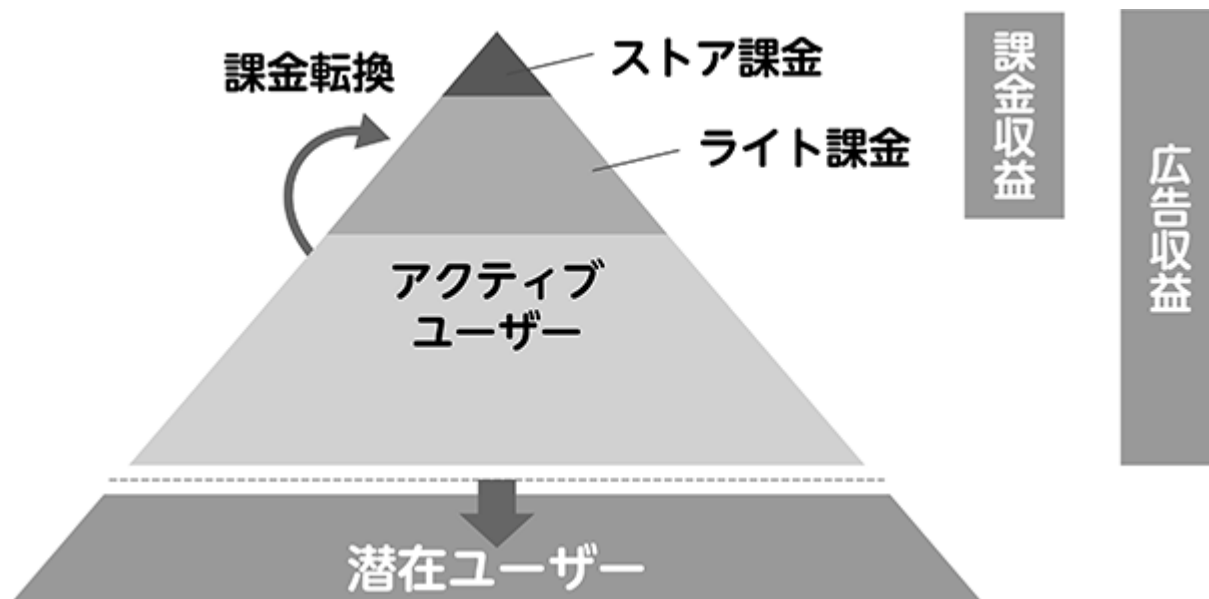
- ・2020年10月 海外向けアニメ・マンガ関連英語ニュースサイト「Tokyo Anime News」をサービス開始

3 【事業の内容】

当社は、創業以来、多様なインターネット・アプリサービスを企画、開発から運用まで一貫して自社内で完結した開発運用体制を構築し培ってきた、アプリ開発力やマネタイズ力を強みに、個人のライフスタイルをより充実させる様々なインターネットサービスの開発・運用を経て、2014年11月にプレミアム型マンガアプリ「マンガBANG!」のサービス提供を、2020年6月には女性向けエンタメアプリ「Palfe」のサービス提供を開始し、現在は、マンガアプリ事業に経営資源を集中しております。

「マンガBANG!」及び「Palfe」では、プレミアムモデル（注）という、多数のユーザーに最適な広告閲覧を促し、高い広告収益を得ること及びユーザーが課金衝動を覚えるタイミングでライトな（少額）課金モデルを提供し、課金ユーザーへの転換を促すことで、高ARPU（一人当たり顧客単価）を実現して参りました。

（注）プレミアムモデル：基本的なサービスはすべて無料で提供し、一部の機能を有料で提供するビジネスモデル



また、マンガ雑誌が衰退するにつれ、マンガ家のデビューの場が電子書籍等へ広がる中、当社でもマンガ家のデビューの場として、2017年12月にマンガ投稿サービス「マンガEpic!」のサービス提供を開始しました。「マンガEpic!」は、無料で利用できるユーザー投稿型マンガサービスとして、デビュー前のマンガ家を発掘・育成し、人気作品を生み出し、「マンガBANG!」との連携も行っています。

なお、当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであります。

当事業年度末現在で、当社が運営するスマートフォンアプリのタイトルは以下のとおりであります。

セグメント	アプリタイトル	内容
マンガアプリ事業	「マンガBANG!」	複数出版社のマンガ雑誌に掲載されている有名作品に加え、オリジナル作品を配信するプラットフォーム型のスマートフォン向けマンガアプリです。基本無料で利用できるため、多数のユーザーを獲得することが可能となり、毎日利用するアクティブユーザーを増やし、広告収益と課金収益でのマネタイズを行っています。
	「Palfe」	女性向けのマンガ、ニュース等のスキマ時間に楽しめるエンタメ系コンテンツを提供するアプリです。基本無料で利用でき、マンガについては、「マンガBANG!」で培ったノウハウを利用して、大規模なユーザーの獲得及び広告収益と課金収益の最適化を図っています。また、マンガで集客した多数のユーザーをエンタメ系ニュースに誘導することで、広告収益でのマネタイズを行っています。
	「マンガEpic!」	マンガ家のデビューの場として、無料で利用できるユーザー投稿型マンガサービスです。マンガ家を発掘・育成し、次回作品・続編を出版・販売するとともに、将来的には、グッズ・映画・ドラマ化などのIP（知的財産）展開による収益化を目指していきます。

(1) 「マンガBANG!」

「マンガBANG!」は、フリーミアム型マンガアプリで、主な収益モデルは課金と広告によるもので、次の2つの主要サービスから成り立っております。

話（レンタル）課金 + 広告収益モデル

「メダルで読む」、「チャージで読む」（注1）コーナーが話課金 + 広告収益モデルです。話課金は、1話毎に40～50円程度で72時間読める少額なレンタル課金モデルです。広告収益は、当アプリ内で広告を表示することやユーザーが動画広告を視聴すること等で収益化するモデルです。

これらのフリーミアムコーナーでは、基本的には無料で読むこともでき、課金が必要な場合も1話レンタルの少額課金となるため、マンガ離れした人やこれまでマンガを読んでいなかった人にとって、取り掛かりやすいモデルとなっています。このような潜在的なユーザーの掘り起こしを推進することにより、より多くのユーザー獲得を目指しています。

購入モデル

「ストア」（注2）コーナーでサービス展開しており、ユーザーは課金をして、電子書籍を1巻単位で購買し、読むことができます。

「ストア」コーナーでは、定期的に無料特集を行っており、数巻分を無料でダウンロードして読むことができようにし、新しく読み始める作品を探しているユーザーに、過去及び新規の優良作品に出会う機会を創出しております。

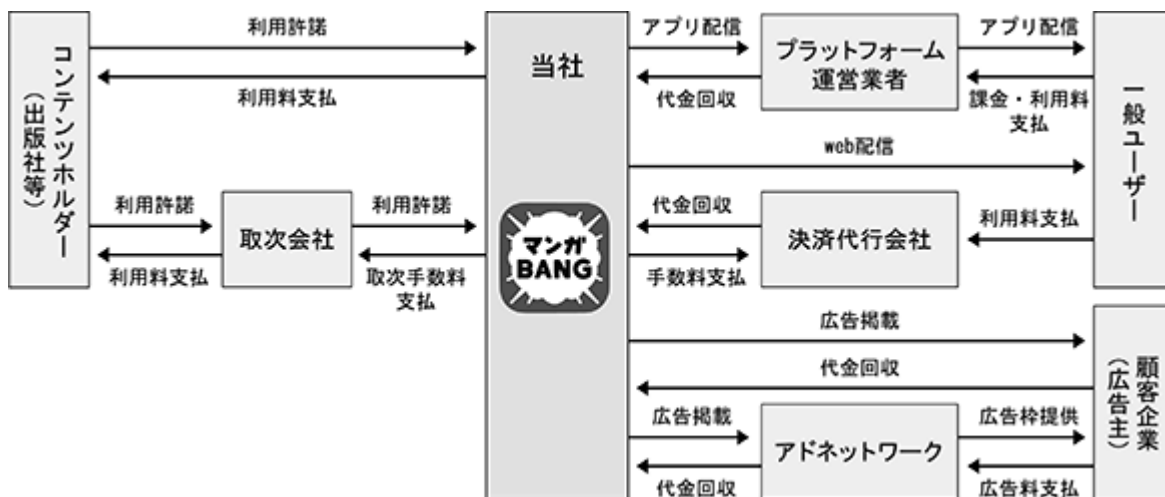
従来の販売モデルと同じモデルであるため、出版社等にとって一番受け入れやすいモデルになります。そのため、当社モデルの中でも最も多く有名作品を取り揃えることができます。話題となった人気作品のみを読みたいマンガに関心が薄い人や、フリーミアムコーナーや「ストア」コーナーのキャンペーンで特定の作品・作家のファンとなった人、物理的な保管場所に困っている人をターゲットとしております。

(注) 1. 「メダルで読む」、「チャージで読む」：基本的なサービスは無料とするフリーミアムコーナーのサービスで、フリーメダル、SPメダル、有償コイン等を利用して、1話単位でマンガを72時間レンタルして読むことができるコーナー

2. 「ストア」：有償コインを利用して、マンガを1冊単位で購入して読むことができるコーナー

「マンガBANG!」事業系統図

以上述べたマンガBANG!の事業の内容を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



(2) 「Palfe」

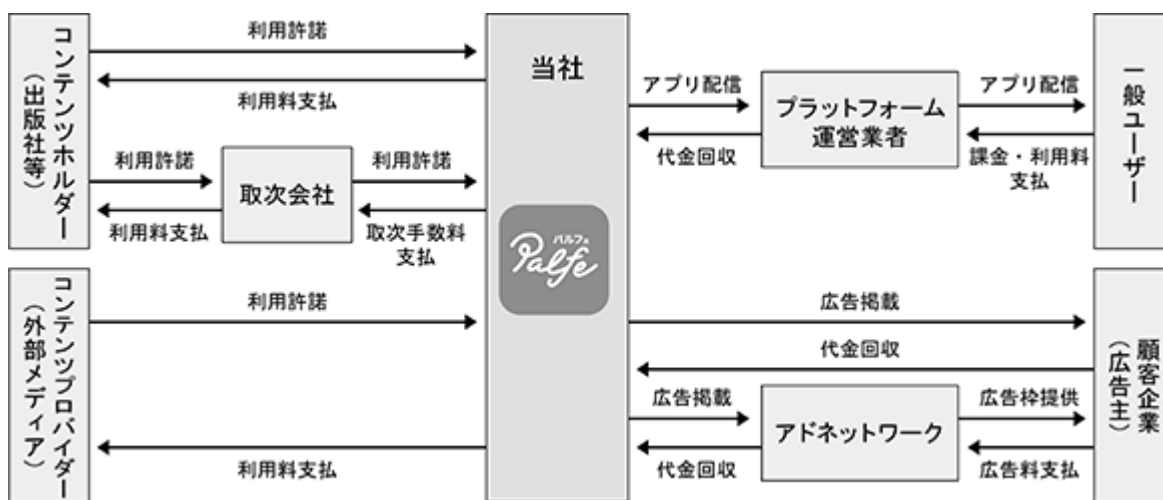
「Palfe」は、基本的に無料で利用できる女性向けのマンガとニュース等のスキマ時間に楽しめるエンタメ系コンテンツを提供するアプリサービスです。

マンガコーナーは、話課金 + 広告収益モデルです。話課金は、1話毎に60～70円程度と少額な購入モデルで、広告収益は、当アプリ内で広告を表示することやユーザーが動画広告を視聴することで収益化するモデルです。作品毎に23時間待てば1話無料でマンガが読め、課金が必要な場合も1話単位で購入して読むことができるフリーミアムモデルを採用し、幅広い層に受け入れやすいモデルとしています。

エンタメ系ニュースコーナーは、広告による収益モデルです。ファッション、ビューティー、おでかけなどの最新記事を毎日無料で配信し、記事内に掲載している広告で収益化を図っています。

「Palfe」事業系統図

以上述べたPalfeの事業の内容を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



(3) 「マンガEpic!」

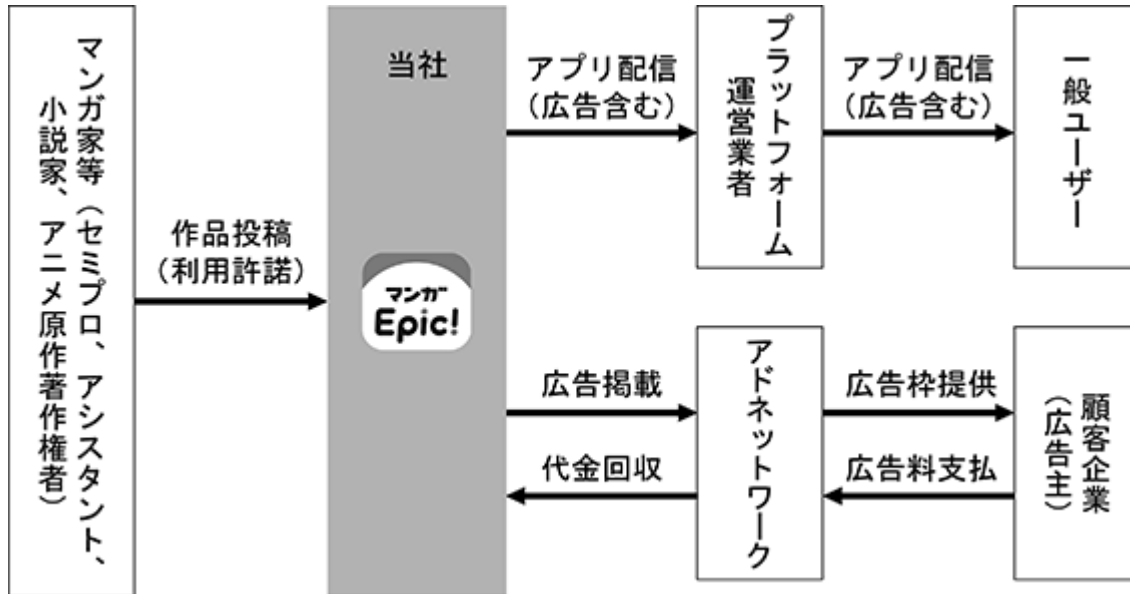
「マンガEpic!」は、無料で利用できるユーザー投稿型マンガサービスです。収益は広告によるもので、当アプリ内で広告を表示することで収益化するモデルです。

「マンガEpic!」は、投稿したマンガ家の中から人気を博したマンガ家の次回作品・続編を出版・販売するとともに、将来的には、グッズ・映画・ドラマ化などの著作権ビジネスで収益化を目指します。

なお、人気を博した作家のデビューの場として「マンガBANG!」を利用することで、事業の連携を図っています。

「マンガEpic!」事業系統図

以上述べたマンガEpic!の事業の内容を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
25〔3〕	34.3	1.9	5,200

- (注) 1. 従業員数は就業人員(休職者を除く)であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員数には、アルバイトを含み、業務委託社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社はマンガアプリ事業の単一セグメントとなるため、セグメント毎の従業員数の記載については、省略しております。
6. 前事業年度末に比べ従業員数が9名増加しております。主な理由は、事業拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

『世界にチャレンジするインターネットサービスを創る』を経営理念とし、日常で生まれるスキマ時間を充実できる質の高いサービス、事業の創出に取り組んでおります。この経営方針に基づき、絶えず変化し続けるインターネットサービスの分野において、新しい楽しさや便利さを生み出せるよう、新たな事業領域に挑戦し続け、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値の拡大を図るために、現状の成長期においては、事業規模の拡大を重視しており、「売上高」を重要な経営指標としております。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社の主たる事業領域である電子書籍の市場環境は、スマートフォン・タブレット端末ユーザーの増加を背景に拡大が続いております。インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2020」によると、2019年度の電子出版市場規模は3,750億円と推計され、2018年度の3,122億円から20.1%増加し、2024年度には2019年度の約1.5倍の5,669億円程度に拡大すると予測されています。また、2019年度のマンガアプリ広告収益市場規模は、210億円と推計され、2018年度の167億円から25.7%増加しました。2020年度には2019年度の28.6%増の270億円に拡大すると予測されており、アプリでマンガを楽しむユーザーは、引き続き増加傾向にあります。

一方で、電子書籍のビジネスモデルの多様化や成熟によって電子書籍市場が徐々に飽和していくことも想定されます。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い一部顧客の広告自粛及び広告予算縮小の影響を受けて、マンガアプリにおける広告収益単価が下落しております。

このような経営環境の中、当社は、上記経営方針のもと、マンガアプリ事業においてアプリ開発力とマネタイズ力で、中長期にわたる継続的な成長を目指しております。またそれに加え、新たなアプリサービス、事業の創出や海外におけるアプリサービスを展開することで、安定的な収益構造を構築して参ります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、今後においてもこれまで培ったビジネス構築力を基盤に、既存事業の基盤を強化するとともに新規サービスへも経営資源を投下し、高い成長率を確保することに加え、コーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、インターネット広告市場の景況の悪化に伴う広告収益単価の下落等、更なる経済環境の悪化も懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くと見込んでおります。

これらの課題に対処するために、当社は対処すべき課題として以下の施策に取り組んで参ります。

「マンガBANG!」の差別化

「マンガBANG!」は作品数・ジャンルの充実、機能拡充により、他社との差別化を図った結果、MAU(月間アクティブユーザー)は増加しており、今後も業績拡大に寄与することと見込んでおります。一方で電子コミック市場は拡大を続けているものの、電子書籍のビジネスモデルの多様化や成熟によって、電子書籍市場が徐々に飽和していくことも想定されます。

当社は、このような状況下においても、さらに「マンガBANG!」の魅力を高めるため、オリジナル作品の制作・配信を積極的に行うことで、差別化を進める施策に取り組んで参ります。

周辺ビジネスの拡大

当社は、設立以来、変化の速いインターネット市場の動向をいち早く捉えて様々な事業にチャレンジして参りました。今後、中長期での成長を実現するために、マンガアプリ事業領域において蓄積した知見やノウハウ等を活用し、迅速かつ効率的に周辺事業への拡大にチャレンジして参ります。

現在は主力の「マンガBANG!」の運営の他、女性向けエンタメアプリ「Palfe」のサービス提供及びオリジナルマンガ制作にも着手しております。オリジナルマンガ制作については、(a)出版社と協業して人気作品の制作、(b)異世界転生系等の小説のコミカライズ、(c)当社オリジナル作品を制作し、「マンガBANG!」を通じた販売に加え外販も行っていく方針です。

海外展開への対応

当社は、日本が誇るコンテンツといえる「マンガ」や「アニメ」を成長著しい世界のスマートフォンアプリ市場へ迅速に展開することが、一層の事業拡大を目指す上で重要であると認識しております。また、日本のマンガ、アニメの海外市場規模が、コンテンツの認知度と比較して小さいと当社は考えております。

そのため、当社は、今までに培った開発ノウハウや出版社等との関係を元に、海外市場に向けてマンガやアニメ関連情報を扱ったサービス展開する計画を進めております。

新規ビジネスの立上げ

当社は、将来的にはマンガアプリ事業から創出される利益を、スキマ時間を充実できる新たなサービス、事業の創出に向けて、単一事業への偏重によるリスクを抑制し、将来の事業環境の変化にも機動的に対応できるビジネスポートフォリオの構築にも注力して参ります。

M&Aの活用

新規事業及びマンガアプリ事業の拡大のためには、M&Aも有効手段であると考えております。M&Aを行うに当たっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社事業とのシナジーを十分に検討した上で、積極的に取り組んで参ります。

システム基盤の強化

当社は、スマートフォンアプリをApple Inc.のiOS搭載端末向け及びGoogle Inc.のAndroid搭載端末向けに展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、各種アプリを運営する上では、ユーザー数増加に伴う負荷分散やユーザー満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行っていくことが必要となります。当社は、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取組みを継続していく方針であります。

また、当社は、先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しております。そのため、各々の技術革新の普及の進展を見ながら、柔軟な対応を図っていく方針であります。

組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するに当たって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、グローバルに活躍できる優秀な人材の採用に取り組んで参ります。

組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を押し進めることで意思決定の質とスピードを維持・向上するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取組みを引き続き継続していく方針であります。

また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

知的財産権の侵害への対応について

当社は、著作権等の権利を著しく阻害する海賊版サイト（注）によって生じる機会損失が当社の業績に影響を及ぼす可能性があるとして認識しております。そのため、海賊版サイトの根絶に向けて、出版社、電子書店、関係者と協調して対策を協議実行するとともに、法制度整備ならびに著作権教育の推進に努めて参ります。

（注）海賊版サイト：著作権を侵害し、無断でインターネット上でコンテンツを公開しているサイト

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

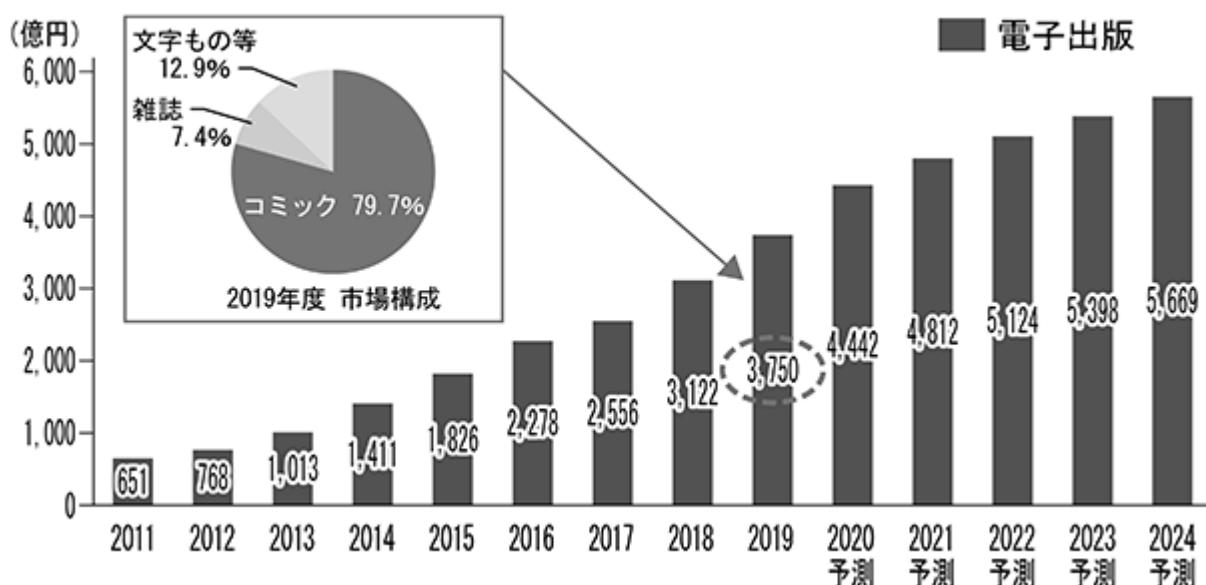
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

マンガアプリ事業の特性について

マンガアプリ事業の背景となる電子書籍市場は、スマートフォン・タブレット端末が普及したことにより、大きく成長しております。マンガアプリ事業が属する国内の電子出版市場（電子書籍＋電子雑誌）の規模は、下図（注）のとおり2019年度は3,750億円と推計されており、今後も拡大基調が予測されています。一方で、競合他社の参入により競争は激化してきております。当社はこうした電子書籍市場の拡大や幅広い表示端末に対応し、各種サービス内容の拡充と整備を進めていく所存であります。万が一、電子書籍市場の拡大が想定どおりに進まなかった場合、法制度の改定等により当社が行うサービスが規制対象となった場合、その他予測し得ない不測の事象が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

電子出版市場の推移



(注) 株式会社インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2020」

アプリ広告の動向について

当社が運営するマンガアプリでは、数多くの広告主及びアドネットワークを含む広告代理店（以下「広告主等」という）へ広告の掲載を委託しており、広告の収益性は経済状況、市況、広告主等の経営状況によって変動する可能性があります。当社といたしましては、新しい広告システムの情報収集を積極的に行い、常に安定かつ高収益の広告が配信できるよう努めておりますが、広告主等の状況により広告出稿意欲の減衰があった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

Apple Inc. 及び Google Inc.の動向について

当社売上の大半は、スマートフォンアプリを利用した課金売上及び広告売上であり、当社の事業モデルは、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2社のプラットフォーム運営事業者への依存が大きくなっております。そのため、これらプラットフォーム運営事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、手数料率等の変動等何らかの要因により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、プラットフォーム運営事業者の方針変更などにより、当社の提供するマンガアプリや当社のアカウントがプラットフォーム運営事業者により削除された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

競合他社の影響について

マンガアプリ事業が属する電子書籍業界は、特許等による特別な参入障壁が存在しない業界であります。そのため、近年多数の企業が参入し、競争が激化しております。このような競争環境の下、当社は積極的にサービスの拡充及びサービスの差別化を図ることで、当社ならではの付加価値を増やしてきました。その結果、売上高、「マンガBANG!」及び「Palfe」の累計ダウンロード数は以下のとおり推移しております。ただし、競争の激化によってARPU（一人当たり顧客単価）の向上やユーザー獲得が想定どおりに進まなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
売上高（千円）	1,171,086	1,375,500	3,386,580	7,524,525
「マンガBANG!」累計ダウンロード数（千人）	5,509	7,795	11,905	18,312
「Palfe」累計ダウンロード数（千人）				258

著作物の利用許諾契約について

当社は、電子コミックの配信にあたり、著作権者等の取引先（法人及び個人）との間で著作物利用許諾契約を締結するとともに、これら取引先との良好な信頼関係を築いております。サービスの拡大においては、これら契約の継続を前提としておりますが、何らかの事情により契約の更新に支障をきたす場合、または著作物の利用料が変動した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権の侵害について

電子書籍コンテンツは海賊版や模倣品が流通することによって出版社や著作権者等に不利益をもたらします。仮に電子書籍コンテンツの知的財産権について、長期にわたり大規模な侵害行為を受けた場合には、その侵害行為によって生じる機会損失が当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定取引先への依存について

当社は、マンガアプリ事業にあたり、多数の作家や出版社等の著作権者から提供を受けたコンテンツを配信しておりますが、ユーザーの嗜好により一部の取引先への依存度が高まっております。しかしながら、これら取引先との永続的な取引が確約されているものではなく、契約条件の変更等があった場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝活動について

当社は、マンガアプリ事業において、下表の広告宣伝費の増加が示すとおり、広告宣伝活動を積極的に実施し、ユーザー数の増加を図っております。CPI（インストール当たり広告単価）やリテンションを管理し、費用対効果を検証しながら、最適な施策を実施しております。しかしながら、広告市場は景気動向の影響を受けやすいため、今後急激な景気動向の変化が生じた場合には、広告需要に影響を及ぼす可能性があります。また、競合による広告枠の獲得競争の激化等により、必ずしも当社の想定どおりに推移するとは限らず、当該施策が当社の想定どおりに推移しない場合、当社の業績及び今後の事業展開に重要な影響を及ぼす可能性があります。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期
決算月	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
広告宣伝費（千円）	314,704	313,439	669,705	1,314,628

特定事業への依存について

当社は、主力サービスであるマンガアプリサービス「マンガBANG!」に経営資源を集中させております。
新たな柱となるサービスを育成し、収益構造の多様化を図って参りますが、事業環境の変化等により、当サービスが停滞又は縮小した場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社の事業は、携帯電話やPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社のコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、当社の運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスクについて

組織規模・社歴の浅さについて

当社組織は、従業員数が2020年9月末現在で25名（臨時従業員を除く）と規模が小さく、現在の社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社では、今後の事業強化、拡大に対応して人材の採用、育成と管理体制の強化を進めて参りますが、必要な人材の確保や社内教育等が順調に進まなかった場合には、当社の事業拡大に影響を与え、その結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。スマートフォンアプリ関連業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であり、マンガアプリ事業はその業態としての歴史も浅い為、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報として不十分な可能性があります。当社における経営計画の策定には不確定事象が含まれざるを得ない状況にあります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役である佐久間亮輔は、創業者であると同時に創業以来当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を担って参りました。佐久間亮輔は、インターネットサービスの企画から開発、運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。また、取締役CTOである江口元昭は、当社サービスのシステム開発、インフラ開発に関する豊富な経験と知識を有しており、最高技術責任者として当社の技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営会議等において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、佐久間亮輔及び江口元昭に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により佐久間亮輔及び江口元昭が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の採用・育成について

当社は、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては開発部門を中心に高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画どおりに進まなかった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の整備状況にかかるリスクについて

当社は、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、さらに法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスクについて

知的財産権について

当社は、電子コミックの配信にあたり、著作権をはじめとする知的財産権を侵害しないよう、取引先との間で締結する著作物の利用許諾契約を遵守し事業を展開しております。しかしながら、電子書籍の販売は新しい業態であるため、今後の法改正や解釈の変更、並びに海外展開による権利処理の複雑化等により、第三者から知的財産権に関する侵害を主張される可能性があります。このような場合、解決までに多くの時間と費用が発生する等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンス体制について

当社では、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員及び全従業員を対象として年一回以上の社内研修を実施し、周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの取組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の企業価値及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の株主及び役員並びに従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

なお、当事業年度末現在でこれらの新株予約権による潜在株式数は416,000株であり、発行済株式総数6,710,200株の6.2%に相当しております。

配当政策について

当社は、利益配分につきまして、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

為替リスクについて

当社の広告収益の一部は、外資系企業との米国ドル建の取引となります。今後も当該取引を拡大する方針であるため、為替相場などの変動による一般的な市場リスクを有しております。

新型コロナウイルスの感染拡大について

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、2020年4月に政府が発令した緊急事態宣言により電子書籍を利用する人が増加しユーザー数が増加した一方で、各企業からの広告出稿の減少により広告収益単価が下落しました。今後、新型コロナウイルス感染症が当社の財政状態及び経営成績に与える影響は、現時点において限定的なものではありますが、先行きは不透明な部分もあり、継続して注視して参ります。

当社では、従業員及び家族の健康と安全の確保を第一に考え、テレワークの推奨、オンラインツールを活用した打合せの推進及び時差出勤の推奨等、感染リスク低減のための措置を実施しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大を受け、緊急事態宣言が発令され、経済活動が大きく制限される中、企業収益や個人消費等の停滞に加えて、雇用情勢や設備投資も弱含みになる等、極めて厳しい状況となりました。緊急事態宣言が解除された後も、雇用・所得環境の悪化は続いており、国内外ともに個人消費や企業収益の回復も先行き不透明な状態となっております。

総務省「令和元年通信利用動向調査」（2020年5月公表）によると、2019年末時点でスマートフォンを保有する世帯の割合は83.4%（前年比5.3%増）と初めて8割を超えており、電子書籍の市場環境は、スマートフォン・タブレット端末ユーザーの増加を背景に拡大が続いております。インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2020」によると、2019年度の電子出版市場規模は3,750億円と推計され、2018年度の3,122億円から20.1%増加し、2024年度には2019年度の約1.5倍の5,669億円程度に拡大すると予測されています。また、2019年度のマンガアプリ広告収益市場規模は、210億円と推計され、2018年度の167億円から25.7%増加しました。2020年度には2019年度の28.6%増の270億円に拡大すると予測されており、アプリでマンガを楽しむユーザーは、引き続き増加傾向にあります。

一方で、電子書籍のビジネスモデルの多様化や成熟によって電子書籍市場が徐々に飽和していくことも想定されます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による広告市況の悪化に伴い、マンガアプリにおける広告収益単価が下落しております。

このような市場環境の中で、「マンガBANG!」の主力であるフリーミアムモデル（注）のコーナーにおいて、配信される作品の差別化を図るために、オリジナル作品の創出や出版社との信頼関係を深化させ、先行配信や人気作品の配信数の増加に努めてきました。また、「マンガBANG!」の収益力が好調に推移したため、成長期と捉え積極的かつ効率的な広告宣伝による先行投資を行いました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,524,525千円（前年同期比122.2%増）、営業利益は1,097,993千円（前年同期比163.8%増）、経常利益は1,084,693千円（前年同期比173.6%増）、当期純利益は750,264千円（前年同期比147.6%増）となりました。

なお、当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

(注) フリーミアムモデル：基本的なサービスはすべて無料で提供し、一部の機能を有料で提供するビジネスモデル

(資産の部)

当事業年度末における総資産は3,106,918千円となり、前事業年度末に比べ1,493,662千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が854,147千円、売掛金が553,945千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当事業年度末における負債合計は1,305,947千円となり、前事業年度末に比べ657,699千円増加いたしました。これは主に、買掛金が162,266千円、未払金が191,698千円、未払法人税等が256,025千円増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産は1,800,970千円となり、前事業年度末に比べ835,962千円増加いたしました。これは主に、当期純利益の計上により利益剰余金が750,264千円増加したことと、新株予約権が50,568千円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ854,147千円増加し、1,693,930千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、849,901千円（前事業年度は324,928千円の収入）となりました。主な要因は、売上債権の増加553,945千円により資金が減少した一方で、税引前当期純利益の計上1,084,693千円、仕入債務の増加162,266千円、未払金の増加191,698千円、前受金の増加54,235千円、株式報酬費用の計上48,968千円により資金が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は、25,969千円（前事業年度は58,918千円の支出）となりました。主な要因は、敷金及び保証金の差入による支出22,033千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果得られた資金は、30,215千円（前事業年度は334,596千円の収入）となりました。主な要因は、新株予約権の行使による株式の発行による収入34,967千円であります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社事業はマンガアプリ事業の単一セグメントであり、当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		前年同期比(%)
	販売高(千円)	割合(%)	
マンガアプリ事業(千円)	7,524,525		+122.2
合計(千円)	7,524,525		+122.2

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。
なお、Apple Inc.及びGoogle Inc.に対する販売実績は、当社が同社等を介して行う課金サービスのユーザーに対する利用料の総額であります。

相手先	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Apple Inc.	1,980,337	58.5	4,246,363	56.4
Google Inc.	361,031	10.7	1,053,652	14.0
ユナイテッド株式会社	339,590	10.0	-	-

2. 当事業年度のユナイテッド株式会社については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」及び以下に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に係る当事業年度の会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来減算一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰延税金資産を計上しておりますが、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

(売上高)

主力サービスである「マンガBANG!」において、大規模な広告宣伝活動及びコロナ禍による巣ごもり需要等の影響により、MAU (月間アクティブユーザー) を増加することができました。また、出版社等との関係構築強化に努め、幅広いジャンルの優良作品を提供できた結果、課金ARPU (Average Revenue Per Userの略。1ユーザーあたりの平均課金売上金額) を伸長することができました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い一部顧客の広告自粛及び広告予算縮小の影響を受けて、広告収益単価が下落しました。

この結果、当事業年度の売上高は、7,524,525千円 (前年同期比122.2%増) となりました。

(売上原価)

売上高の伸長により著作権使用料及びプラットフォーム手数料等が増加しました。

この結果、売上原価は4,730,248千円 (前年同期比129.8%増) となりました。

(販売費及び一般管理費)

費用対効果を重視し、効果的な広告宣伝を実施した結果、広告宣伝費は1,314,628千円 (前年同期比96.3%増)、ストック・オプションの付与による株式報酬費用は40,636千円 (前事業年度は計上しておりません。) 及び人員の増加に伴う給料手当は81,622千円 (前年同期比58.4%増) 計上しております。なお、広告宣伝は、継続的に効果検証を実施し効率化を図っています。

この結果、販売費及び一般管理費合計は、1,696,283千円 (前年同期比86.1%増) となりました。

(営業外損益)

営業外収益は、1,557千円となりました。これは主に、受取手数料1,340千円によるものです。

営業外費用は、14,857千円となりました。これは主に、為替差損11,739千円 (前年同期比175.5%増) によるものです。

(法人税等)

法人税等 (法人税等調整額を含む) は、334,428千円 (前年同期比258.0%増) となりました。

以上の結果、当事業年度の営業利益は1,097,993千円 (前年同期比163.8%増)、経常利益は1,084,693千円 (前年同期比173.6%増)、当期純利益は750,264千円 (前年同期比147.6%増) となりました。

b. 財政状態

当社の財政状態につきましては「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析

当社キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社は、今後も更なる収益基盤の安定化及び持続的な成長を図るためには、収益源の多様化を実現する必要があると考えており、自社による新規事業の創出及び拡大のみならず、業務提携、M&A等の新たな事業・サービスへの提携・投資を積極的に取り組んでいく方針であります。当社の運転資金需要のうち主なものは、当社サービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費及びサービス開発に係る人員の採用費、人件費であります。投資を目的とした資金需要は、主にM&A等によるものであります。これらの資金需要は自己資金により充当することを基本的な方針としておりますが、多額なM&A等の戦略的投資については、必要に応じて金融機関からの借入を実施いたします。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は、外部環境の変化に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保することにより経営成績に重要な影響を与える可能性のあるリスク要因を分散、低減し、適切に対応を行って参ります。

経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社の主力サービスであるマンガアプリ「マンガBANG!」の成長と新サービス及び新規事業の創出及び拡大に取り組んで参ります。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている様々な課題に対処し、ユーザーにより良いサービスを継続的に提供していくことが必要であると認識しております。そのため、経営者は、現在の経営環境並びに入手可能な外部環境の変化に関する情報に基づき、迅速かつ最適な経営戦略の立案、経営課題に対する施策の実施に努めております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

相手先の名称	相手先の所在国名	契約名称	契約期間	契約内容
Apple Inc.	米国	Apple Developer Program License Agreement	1年間 (1年毎自動更新)	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約
Google Inc.	米国	Google Playデベロッパー販売/配布契約書	定めなし	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約

(2) 電子書籍取次業者との契約

相手先の名称	相手先の所在国名	契約名称	契約期間	契約内容
株式会社メディアドゥ	日本	マンガBANG! サービス連携に関する契約書	2015年8月17日から起算して2年、以後1年毎自動更新	電子書籍作品に係る配信契約

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において重要な設備投資はありません。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2020年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	5,953	5,852	11,806	25(3)

(注) 1. 現在休止中の設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

4. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は33,690千円であります。

5. 当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,710,200	6,710,200	東京証券取引所 マザーズ	完全議決権株式であり、権利内容 に何ら限定のない当社における標 準となる株式であり、単元株式数 は100株であります。
計	6,710,200	6,710,200		

(注) 提出日現在の発行数には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年3月15日 (第3回新株予約権)	2017年10月26日 (第4回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 6	当社取締役 2 当社監査役 3 当社従業員 10
新株予約権の数(個)	16(注)1、2	289(注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,400 (注)1、2、6、7	普通株式 115,600 (注)1、2、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	375(注)3、6、7	450(注)3、6、7
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2027年2月28日	自 2019年11月1日 至 2027年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 375 資本組入額 187.5 (注)6、7	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6、7
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	

当事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。

新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。

新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下の区分に従い権利の一部または全部を行使できるものとする。なお、下記区分に従い権利を行使することができる新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- (a) 株式市場上場日後から6か月経過までは当初に割当てを受けた新株予約権の25%
- (b) 株式市場上場日から12か月経過までは当初に割当てを受けた新株予約権の50%
- (c) 株式市場上場日後から18か月経過までは当初に割当てを受けた新株予約権の75%
- (d) 株式市場上場日後から18か月経過以降は当初に割当てを受けた新株予約権の100%

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

6. 2018年8月14日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2018年7月31日 (第5回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 9
新株予約権の数(個)	400(注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 160,000(注)1、2、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450(注)3、6、7
新株予約権の行使期間	自 2020年8月2日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6、7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。

新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。

新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下の区分に従い権利の一部または全部を行使できるものとする。なお、下記区分に従い権利を行使することができる新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- (a) 行使期間開始日または株式市場上場日のいずれか遅い日から6か月経過後から2028年6月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の25%
- (b) 行使期間開始日または株式市場上場日のいずれか遅い日から12か月経過後から2028年6月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の50%
- (c) 行使期間開始日または株式市場上場日のいずれか遅い日から18か月経過後から2028年6月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の75%
- (d) 行使期間開始日または株式市場上場日のいずれか遅い日から24か月経過後から2028年6月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の100%

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

6. 2018年8月14日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2019年11月15日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	400(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,000(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,345(注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2025年1月1日 至 2026年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,345 資本組入額 1,172.5 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき4,000円で有償発行しています。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。
- 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2021年9月期から2024年9月期までの4事業年度において、当社が提出した有価証券報告書に記載される損益計算書(連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書)に記載される、全ての事業年度で売上高が一度も50億円を下回ることなく、かつ、いずれかの事業年度で売上高が100億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続人に上記は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

6. 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2019年11月15日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9
新株予約権の数(個)	270(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 54,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,345(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2021年12月3日 至 2026年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,345 資本組入額 1,172.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。

新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。

新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下の区分に従い権利の一部または全部を行使できるものとする。なお、下記区分に従い権利を行使することができる新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- (a) 行使期間開始後から12ヶ月経過までは当初に割り当てを受けた本新株予約権の25%
- (b) 行使期間開始後から24ヶ月経過までは当初に割り当てを受けた本新株予約権の50%
- (c) 行使期間開始後から36ヶ月経過までは当初に割り当てを受けた本新株予約権の75%
- (d) 行使期間開始後から36ヶ月経過以降は当初に割り当てを受けた本新株予約権の100%

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

5. 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年12月29日 (注) 2	92	1,484	69,000	153,347	69,000	149,633
2017年3月15日 (注) 3	13,356	14,840		153,347		149,633
2018年5月31日 (注) 1	250	15,090	8,125	161,472	8,125	157,758
2018年9月1日 (注) 4	3,002,910	3,018,000		161,472		157,758
2018年12月19日 (注) 5	240,000	3,258,000	145,728	307,200	145,728	303,486
2019年1月22日 (注) 6	44,300	3,302,300	26,898	334,099	26,898	330,385
2018年10月1日～ 2019年9月30日 (注) 1	11,800	3,314,100	4,425	338,524	4,425	334,810
2019年10月1日～ 2020年3月31日 (注) 1	32,800	3,346,900	14,085	352,609	14,085	348,895
2020年4月1日 (注) 7	3,346,900	6,693,800	-	352,609	-	348,895
2020年4月1日～ 2020年9月30日 (注) 1	16,400	6,710,200	3,480	356,089	3,480	352,375

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 有償第三者割当
 割当先 NVCC 7号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合、
 株式会社アドウェイズ、株式会社VOYAGE VENTURES、株式会社セレス、
 SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合
 発行価格 1,500,000円
 資本組入額 750,000円
3. 株式分割
 株式分割(1:10)によるものであります。
4. 株式分割
 株式分割(1:200)によるものであります。
5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
 発行価格 1,320円
 引受価額 1,214.40円
 資本組入額 607.20円
 払込金総額 291,456千円
6. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
 割当先 SMBC日興証券株式会社
 発行価格 1,214.40円
 資本組入額 607.20円
7. 株式分割
 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		5	37	51	32	14	4,336	4,475	
所有株式数 (単元)		1,862	2,170	3,381	3,756	34	55,861	67,064	3,800
所有株式数 の割合(%)		2.78	3.24	5.04	5.60	0.05	83.30	100.00	

(注) 自己株式224株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に24株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
佐久間 亮輔	東京都渋谷区	2,400,000	35.77
江口 元昭	東京都渋谷区	1,600,000	23.85
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS- MARGIN (CASHPB) (常任代理人:野村證券)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13番1号)	156,300	2.33
株式会社メディアドゥ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号	140,000	2.09
江口 弘尚	東京都港区	111,600	1.66
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	82,900	1.24
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号	80,000	1.19
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704 (常任代理人:みずほ銀行決済営業部)	43 BOULEVARD ROYAL L-2955 LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15番1号)	49,700	0.74
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人:三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	49,322	0.74
株式会社VOYAGE VENTURES	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ15F	47,800	0.71
計	-	4,717,622	70.32

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 82,900株

2. 2020年8月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ティーアイエー・シーアールイーエフ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー及びその共同保有者1社が2020年8月7日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割 合(%)
ティーアイエーエー・シーアールイーエフ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ニューヨーク州10017、ニューヨーク市サード・アヴェニュー730	237,199	3.54
ティーチャーズ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国ニューヨーク州10017、ニューヨーク市サード・アヴェニュー730	200,400	2.99
合計		437,599	6.53

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,706,200	67,062	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,800		
発行済株式総数	6,710,200		
総株主の議決権		67,062	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式24株が含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式 数(株)	他人名義 所有株式 数(株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社Amazia	東京都渋谷区南平台町2番17号	200		200	0.00
計		200		200	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	224		224	

- (注) 1. 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当事業年度及び当期間における保有自己株式数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。
2. 当期間における保有自己株式には、2020年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきまして、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在成長段階にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質強化のための投資等に充当し、更なる事業拡大を目指すことが、株主価値の最大化につながると考え、設立以来配当を行っておらず、また今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

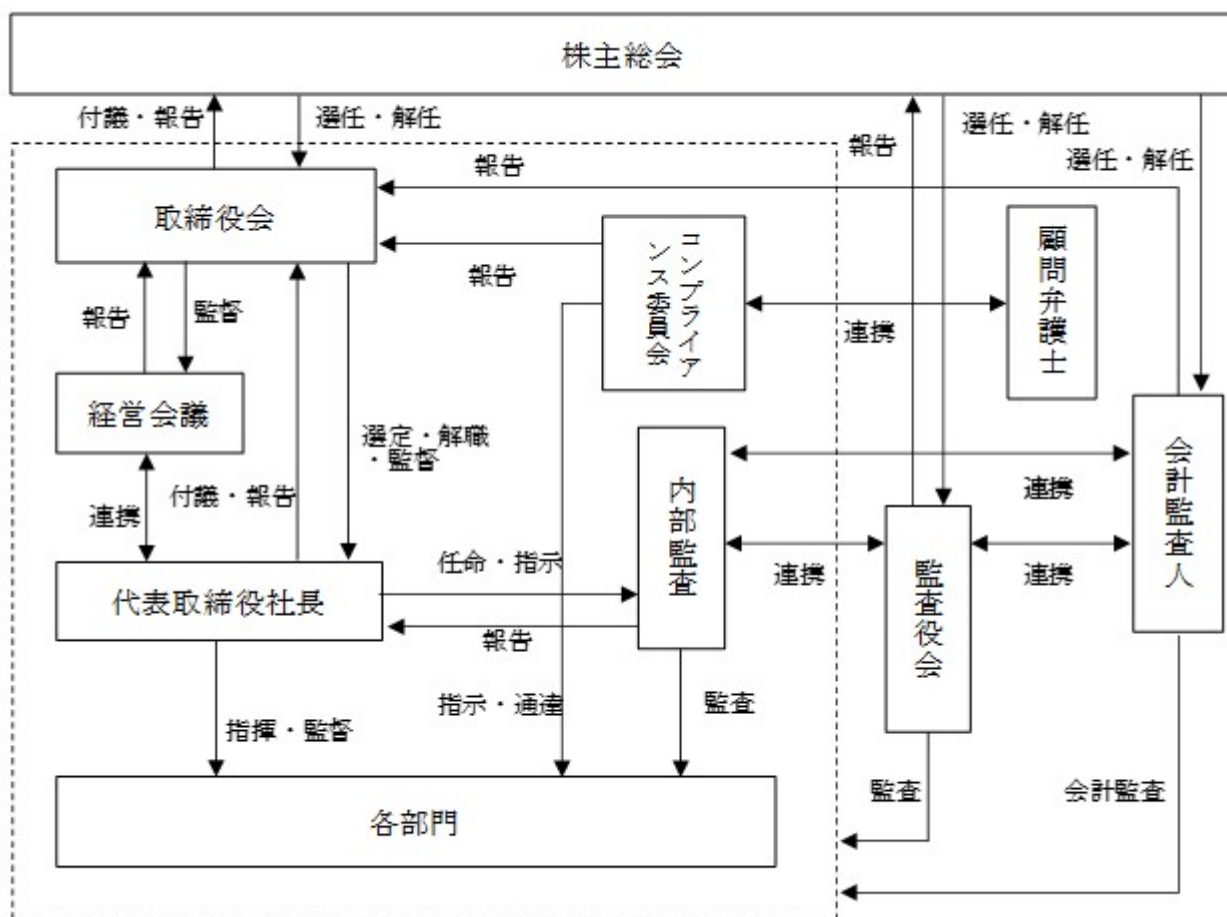
当社は経営の効率性と透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値の最大化を目指しております。また、企業活動を支えている全ての利害関係者（ステークホルダー）の利益を重視し、長期的かつ継続的な株主価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に取り組んでおります。

企業統治の体制概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定していますが、独立性の高い社外取締役2名及び社外監査役のみで構成する監査役会を設置することにより、経営の監視機能面では、十分に機能する体制が整っていると判断しているため、現状の体制を採用しております。また、毎月開催の取締役会には、社外取締役及び社外監査役の全員が出席しており、当社の経営全般における状況の把握と監視がなされとともに、客観的かつ独立した立場からの意見を適宜いただいております。

また、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

当社における企業統治の体制の概要図は、以下のとおりであります。



< 取締役会 >

当社の取締役会は、本書提出日（2020年12月24日）現在、5名（うち社外取締役2名）をもって構成され、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、業務執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。なお、取締役会には監査役3名（全員が社外監査役）が毎回出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監査しております。

また、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、2019年12月より、社外取締役1名を新たに選任しております。

< 監査役会 >

当社の監査役会は、監査役3名（全員が社外監査役）をもって構成し、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席しております。また、毎月1回開催される監査役会において会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

現在、監査役の体制は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の3名体制としております。常勤監査役は非常勤監査役と常に連携を密にし、情報管理体制を整備しております。

< 経営会議 >

経営会議は、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項を審議・決裁することにより、代表取締役社長及び取締役会を補佐しております。経営会議は、取締役3名、各部門のマネージャー4名、オブザーバーとして常勤監査役1名で構成しており、隔週で開催しております。取締役会への付議事項についての事前討議などを行っています。

< 内部監査 >

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受け、経営管理部マネージャー林遼が各組織の監査を実施しております。ただし、経営管理部の監査は開発運用部マネージャー中村文洋が実施しております。

内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告を踏まえ、代表取締役社長と内部監査担当者が協議し、改善等の指示が必要と判断された場合には、内部監査担当者は速やかに被監査部門組織の責任者に対してその旨を通知いたします。その後の改善状況については、被監査部門である各組織の責任者が内部監査担当者を經由して代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出し、内部監査担当者が改善処置実施状況を確認します。

< コンプライアンス委員会 >

当社では、代表取締役社長を委員長とし、各部門のマネージャーで構成されたコンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、コンプライアンスは当社にとって重要であると認識していることから「倫理・コンプライアンス規程」にて、当社としてのコンプライアンスの方針、体制、運用方法等を定め、コンプライアンス委員会を半期に1回開催しております。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンスの推進のための施策及び法令違反に対する未然防止策の協議並びに全従業員に対する法令遵守意識の浸透と徹底を図ることを目的とした機関として機能しております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。 は議長・委員長、 はオブザーバーを表しております。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	コンプライアンス委員会
代表取締役社長	佐久間 亮輔				
取締役	江口 元昭	○		○	○
取締役	神津 光良	○		○	
取締役(社外)	村野 慎之介	○			
取締役(社外)	中野 玲也	○			
常勤監査役(社外)	小泉 妙美				
監査役(社外)	阿曾 友淳		○		
監査役(社外)	成川 弘樹		○		
マネージャー	林 遼			○	○
マネージャー	中村 文洋			○	○
マネージャー	狩野 健太郎			○	○
マネージャー	佐藤 翔太			○	○

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しております。

- a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社の全役職員を対象とした行動指針として倫理・コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - (b) 倫理・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
 - (c) 内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。
 - (d) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程に従い保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
 - (b) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクの網羅的、総括的な管理を行う。
 - (b) 新たに発生したリスクについては、リスク管理規程に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会にはかるものとする。
 - (c) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
 - (b) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
 - (c) その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
 - (d) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- e. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。
 - (b) 取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は必要に応じて監査役及び監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
 - (b) この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
 - (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の行動規範への重大な違反が生じたときは、監査役に報告する。
 - (b) 前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
 - (c) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (b) 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

i. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (b) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社行動規範において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
- (b) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対策規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

ロ リスク管理体制の整備の状況

当社は、公正で健全な企業活動を維持するため、各種規程の整備と運用、各種機関の適切な体制の維持及び的確な監査を実施しております。

当社のリスク管理は、監査役の監査業務、会計監査人による定期的な会計監査、内部監査担当者による内部監査、コンプライアンス委員会での定例会議などを基盤に行われ、社内、社外の公平な視点から業務執行状況を監査・監督し、業務活動の適正性・合理性を評価し、改善提言を行っております。

当社は、法令違反等の未然防止と早期発見による是正措置及び再発防止策を適切に講じることを目的として、常勤監査役及びコンプライアンス委員会担当者並びに顧問弁護士が直接情報受領窓口となる内部通報体制を設置し、運用しております。

ハ 企業集団における企業統治の体制（親会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）

当社は、現時点で親会社及び子会社等は有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程等の関係規程を整備するとともに、コンプライアンス遵守及びリスク管理、報告に関する体制の整備を図るものとします。

ニ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、企業の健全な活動に重大な脅威を与えるあらゆる団体・個人との関係を一切断絶し、組織全体で毅然とした姿勢で対処することを基本方針としております。

基本方針は、「反社会的勢力対策規程」に明文化し、すべての役員及び従業員への周知徹底に努め、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、地域の暴力追放運動推進センター・警察、顧問弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、体制の整備及び情報収集に努めております。

ホ その他

顧問契約を締結している弁護士からは、必要に応じアドバイスを受けております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の賠償責任について、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役との間に、同法第

423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	佐久間 亮輔	1978年11月27日	2001年4月 2007年2月 2007年6月 2009年10月	(株)ジャフコ入社 (株)シーエー・モバイル(現(株)CAM) 入社 戦略投資室 室長 (株)アイデアコミュニケーション入 社 代表取締役就任 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	(注)3	2,400,000
取締役 CTO 開発グループマネージャー	江口 元昭	1978年4月27日	2002年4月 2007年8月 2009年10月	フューチャーシステムコンサル ティング(株)(現フューチャーアー キテクト(株))入社 (株)アイデアコミュニケーション入社 取締役就任 当社設立 取締役CTO就任(現任)	(注)3	1,600,000
取締役 CFO	神津 光良	1984年5月1日	2008年3月 2013年2月 2017年9月	監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ)入所 野村証券(株)に出向(2014年に帰 任) 当社 取締役CFO就任(現任)	(注)3	8,800
取締役 (注)1	村野 慎之介	1979年11月8日	2003年4月 2004年6月 2008年2月 2009年1月 2012年12月 2016年9月 2018年4月 2018年10月	エヌ・アイ・エフベンチャーズ(株) (現 大和企業投資(株))入社 (株)GABA 取締役就任 (株)磐梯インベストメンツ入社 (株)シーエー・モバイル(現(株)CAM) 入社 同社 取締役就任 当社 取締役就任(現任) (株)東京通信 取締役就任(現任) (株)テクノロジーパートナー 取締 役就任(現任)	(注)3	400
取締役 (注)1	中野 玲也	1984年8月17日	2011年12月 2012年1月 2019年6月 2019年12月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 森・濱田松本法律事務所入所(現 任) 米国ニューヨーク州弁護士登録 当社 取締役就任(現任)	(注)3	
監査役 (常勤) (注)2	小泉 妙美	1968年11月29日	1992年4月 2001年10月 2005年10月 2006年11月 2016年12月	(株)東京銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入 行 監査法人トーマツ(現有限責任監 査法人トーマツ)入所 あずさ監査法人(現有限責任あず さ監査法人)入所 監査法人トーマツ(現有限責任監 査法人トーマツ)入所 当社 監査役就任(現任)	(注)4	6,000
監査役 (注)2	阿曾 友淳	1969年1月22日	1991年4月 2000年10月 2016年5月 2016年9月 2017年6月 2018年1月 2019年6月	明治生命保険相互会社(現明治安 田生命保険相互会社)入社 太田昭和センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 (株)グラフィコ入社 管理部長 当社 監査役就任(現任) (株)城南進学研究社 取締役(監査 等委員)就任(現任) trippla(株) 監査役就任(現任) (株)コビキタスAIコーポレーショ ン 監査役就任(現任)	(注)4	
監査役 (注)2	成川 弘樹	1986年2月15日	2012年12月 2014年8月 2015年8月 2017年9月	大野総合法律事務所 入所 成川総合法律事務所 開所 代表弁護士就任 ネクセル総合法律事務所開所 代 表弁護士就任(現任) 当社 監査役就任(現任)	(注)4	
計						4,015,200

- (注) 1. 取締役村野慎之介氏及び中野玲也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役各氏は、社外監査役であります。
3. 任期は2019年9月期に係る定時株主総会終結の時から、2021年9月期に係る定時株主総会の終結の時まであります。
4. 任期は2018年8月31日開催の臨時株主総会終結の時から、2021年9月期に係る定時株主総会の終結の時まであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するにあたって、社外の視点を踏まえ実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを選考基準としております。

社外取締役村野慎之介氏は、IT業界及びその経営に対して知見が深く、社外取締役としての他社での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地からの的確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社の株式の400株を所有しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は当社からの独立性を有しており、㈱東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

社外取締役中野玲也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての幅広い見識を有するとともにM&Aや国際業務にも精通しており、当社の経営全般に適宜助言又は提言いただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小泉妙美氏及び阿曾友淳氏は、公認会計士として会社の財務・会計に精通しており、その専門性と幅広い知見に基づく監査体制強化及び監視機能の適切な発揮が期待できるため、社外監査役に選任しております。小泉妙美氏は当社の株式の6,000株を所有しております。同氏と当社との間にはそれ以外に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は当社からの独立性を有しており、㈱東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

社外監査役成川弘樹氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等に基づく監査体制強化及び監視機能の適切な発揮が期待できるため、社外監査役に選任しております。また、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は当社からの独立性を有しており、㈱東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の監督機能の強化のために重要な役割を担っております。また、社外取締役は、議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監視機能の向上に努めております。

社外監査役は、専門的な見地から、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言並びに監督を行っております。また、社外監査役は中立の立場から客観的かつ積極的に監査に必要な情報を入手し、得られた情報を他の監査役と共有して監査環境の強化に努めております。

監査役と内部監査担当者及び会計監査人との間で、監査結果等につき情報交換を行う等、相互に連携を図るとともに、社外取締役を含む取締役は監査役と適宜会合を持ち意思疎通を図ることとしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名（全員社外監査役）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。また、社外監査役の小泉妙美氏及び阿曾友淳氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じ随時開催されます。当事業年度において当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役（社外）	小泉妙美	13回	13回
非常勤監査役（社外）	阿曾友淳	13回	13回
非常勤監査役（社外）	成川弘樹	13回	13回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査報告の作成、定時株主総会への付議議案内容の監査、決算等に関する審議、常勤監査役による月次活動報告に基づく情報共有等があります。

各監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務遂行の状況を客観的な立場で監査することで経営監督機能の充実に努めています。

常勤監査役の活動として、取締役会、経営会議等の重要会議への出席、取締役及び使用人との面談の実施、稟議書及び諸会議議事録や各種契約書の閲覧等を通じて、会社の状況を把握し経営の健全性を監査するとともに、非常勤監査役への情報共有を行うことで監査機能の充実に努めております。また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査担当者として、定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受ける等緊密な連携をとり、監査内容の充実に監査業務の徹底に努めております。

内部監査の状況

当社は内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役社長から命を受け、当社の業務及び制度に精通した経営管理部1名が担当しており、経営管理部の内部監査については、開発運用部1名が担当し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査担当者2名は、法令、定款、社内規程及び諸取扱要領に従い、適正且つ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに監査役との連携により適切な指導を行い、会社の財産保全及び経営効率の向上に資することを目的に内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的に面談を行い、相互に情報共有を行うとともに、問題点が検出された場合には、相互の役割を生かして、改善状況を監督又は確認しております。

会計監査の状況

a. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：奥見 正浩

指定有限責任社員 業務執行社員：安藤 勇

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、公認会計士試験合格者等13名

e. 会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の選定にあたっては、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、会計監査人の品質管理、独立性、専門性、監査報酬の妥当性等を総合的に評価し、その適否を判断しております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

当該方針に照らし、これらの要素を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することに問題はないと判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対する評価を行っており、同法人による会計監査は、年間監査活動を通して従前から適正に行われていることを確認しております。また、監査役及び監査役会は、会計監査人の再任に際して、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づく確認を行い、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認め、再任の適否について決定しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
20,640	600	25,000	

当社における非監査業務の内容は下記のとおりであります。

(前事業年度)

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等の同一のネットワークに対する報酬(上記a)を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人が策定した当社の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素、また当社の事業規模等を勘案し、両者協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、経営環境や他社の水準等を考慮の上、役位・職責に応じて設定しております。また、当社の取締役の報酬には、株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬を採用しておりません。

役員の報酬につきましては、2018年7月31日開催の臨時株主総会の決議において、取締役の年間報酬限度額200,000千円及び監査役の年間報酬限度額20,000千円と決議頂いております。なお、本決議日現在の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定については、前事業年度に係る定時株主総会終了後の取締役会・監査役会において決議されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	43,350	43,350	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	20,850	20,850	-	-	5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的の投資株式とし、それ以外の目的の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するとともに、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、日本公認会計士協会や監査法人等が主催する研修へ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	839,783	1,693,930
売掛金	647,888	1,201,833
コンテンツ	-	8,216
前払費用	8,829	14,194
その他	72	6,386
流動資産合計	1,496,573	2,924,562
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,494	10,494
減価償却累計額	1,916	4,540
建物（純額）	8,577	5,953
工具、器具及び備品	6,803	9,321
減価償却累計額	2,202	3,468
工具、器具及び備品（純額）	4,600	5,852
有形固定資産合計	13,178	11,806
投資その他の資産		
長期前払費用	4,347	1,533
敷金及び保証金	63,677	83,781
繰延税金資産	35,479	85,235
投資その他の資産合計	103,503	170,549
固定資産合計	116,682	182,356
資産合計	1,613,255	3,106,918

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	191,313	353,579
1年内返済予定の長期借入金	3,492	3,205
未払金	259,165	450,863
未払費用	11,524	23,163
未払法人税等	101,503	357,529
前受金	58,953	113,189
預り金	1,260	3,018
賞与引当金	-	1,400
その他	17,830	-
流動負債合計	645,042	1,305,947
固定負債		
長期借入金	3,205	-
固定負債合計	3,205	-
負債合計	648,247	1,305,947
純資産の部		
株主資本		
資本金	338,524	356,089
資本剰余金		
資本準備金	334,810	352,375
資本剰余金合計	334,810	352,375
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	291,929	1,042,193
利益剰余金合計	291,929	1,042,193
自己株式	256	256
株主資本合計	965,007	1,750,402
新株予約権	-	50,568
純資産合計	965,007	1,800,970
負債純資産合計	1,613,255	3,106,918

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売上高	3,386,580	7,524,525
売上原価	2,058,857	4,730,248
売上総利益	1,327,722	2,794,276
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	669,705	1,314,628
役員報酬	48,300	64,200
従業員給料及び手当	51,520	81,622
法定福利費	14,216	20,765
株式報酬費用	-	40,636
支払報酬	35,234	36,307
その他	92,595	138,121
販売費及び一般管理費合計	911,573	1,696,283
営業利益	416,148	1,097,993
営業外収益		
受取利息	5	12
受取手数料	-	1,340
物品売却益	127	205
営業外収益合計	133	1,557
営業外費用		
支払利息	126	75
為替差損	4,260	11,739
株式交付費	6,529	162
株式公開費用	6,938	-
新株予約権発行費	-	2,860
その他	1,983	20
営業外費用合計	19,838	14,857
経常利益	396,443	1,084,693
税引前当期純利益	396,443	1,084,693
法人税、住民税及び事業税	98,369	384,184
法人税等調整額	4,953	49,756
法人税等合計	93,415	334,428
当期純利益	303,027	750,264

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
仕入高	1	1,968,055	95.6	4,557,644	96.2
労務費		31,262	1.5	57,295	1.2
経費		59,539	2.9	123,525	2.6
合計		2,058,857	100.0	4,738,465	100.0
他勘定振替高	2	-		8,216	
売上原価		2,058,857		4,730,248	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	20,380	48,983
賃借料	26,408	60,032

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
コンテンツ	-	8,216
計	-	8,216

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	161,472	157,758	157,758	11,098	11,098	-	308,132	-	308,132
当期変動額									
新株の発行	177,051	177,051	177,051				354,103		354,103
当期純利益				303,027	303,027		303,027		303,027
自己株式の取得						256	256		256
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								-	-
当期変動額合計	177,051	177,051	177,051	303,027	303,027	256	656,874	-	656,874
当期末残高	338,524	334,810	334,810	291,929	291,929	256	965,007	-	965,007

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	338,524	334,810	334,810	291,929	291,929	256	965,007	-	965,007
当期変動額									
新株の発行	17,565	17,565	17,565				35,130		35,130
当期純利益				750,264	750,264		750,264		750,264
自己株式の取得							-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								50,568	50,568
当期変動額合計	17,565	17,565	17,565	750,264	750,264	-	785,394	50,568	835,962
当期末残高	356,089	352,375	352,375	1,042,193	1,042,193	256	1,750,402	50,568	1,800,970

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	396,443	1,084,693
減価償却費	3,701	5,287
差入保証金償却額	2,108	1,929
賞与引当金の増減額 (は減少)	-	1,400
受取利息	5	12
支払利息	126	75
株式交付費	6,529	162
株式公開費用	6,938	-
株式報酬費用	-	48,968
新株予約権発行費	-	2,860
売上債権の増減額 (は増加)	397,198	553,945
仕入債務の増減額 (は減少)	117,198	162,266
前受金の増減額 (は減少)	26,655	54,235
未払金の増減額 (は減少)	150,704	191,698
その他	30,999	14,964
小計	344,200	984,654
利息及び配当金の受取額	5	12
利息の支払額	134	71
法人税等の支払額	19,143	134,693
営業活動によるキャッシュ・フロー	324,928	849,901
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	15,457	4,698
敷金及び保証金の差入による支出	52,109	22,033
敷金及び保証金の回収による収入	8,648	-
その他	-	762
投資活動によるキャッシュ・フロー	58,918	25,969
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	3,783	3,492
株式の発行による収入	338,814	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	8,760	34,967
自己株式の取得による支出	256	-
その他	8,938	1,260
財務活動によるキャッシュ・フロー	334,596	30,215
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	600,606	854,147
現金及び現金同等物の期首残高	239,177	839,783
現金及び現金同等物の期末残高	839,783	1,693,930

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

コンテンツ・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物につきましては、定額法を採用しております。

工具、器具及び備品につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4年
工具、器具及び備品	4～10年

3. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上はありません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年9月期の年度末より適用予定であります。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年9月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が一定期間継続するものとして会計上の見積りを行っております。また、現時点において、当社の事業活動にも広告市況の悪化に伴う広告収益単価の下落といった影響が一部生じておりますが、当社の会計上の見積りに及ぼす重要な影響はないと判断しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,018,000	296,100	-	3,314,100

(変動事由の概要)

有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による増加	240,000株
有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による増加	44,300株
第3回新株予約権の権利行使による増加	11,800株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	112	-	112

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	112株
-----------------	------

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,314,100	3,396,100	-	6,710,200

(変動事由の概要)

第3回新株予約権の権利行使による増加	14,600株
第4回新株予約権の権利行使による増加	34,600株
2020年4月1日付の株式分割(1株を2株に分割)による増加	3,346,900株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	112	112	-	224

(変動事由の概要)

2020年4月1日付の株式分割(1株を2株に分割)による増加	112株
--------------------------------	------

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	25,573
第7回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	24,994
合計		-	-	-	-	50,568

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	839,783千円	1,693,930千円
現金及び現金同等物	839,783千円	1,693,930千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金繰表等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債権の一部は外貨建債権であることから、為替変動リスクに晒されております。敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

市場リスク(為替の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権については、そのほとんどが2か月以内に回収されることから、為替の変動リスクをヘッジしておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2019年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	839,783	839,783	
(2) 売掛金	647,888	647,888	
(3) 敷金及び保証金(1)	63,677	64,119	441
資産計	1,551,349	1,551,790	441
(1) 買掛金	191,313	191,313	
(2) 未払金	259,165	259,165	
(3) 未払法人税等	101,503	101,503	
(4) 長期借入金(2)	6,697	6,704	7
負債計	558,679	558,686	7

(1) 貸借対照表計上額及び時価には、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)の未償却残高が6,111千円含まれております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度(2020年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,693,930	1,693,930	
(2) 売掛金	1,201,833	1,201,833	
(3) 敷金及び保証金()	83,781	83,923	141
資産計	2,979,546	2,979,688	141
(1) 買掛金	353,579	353,579	
(2) 未払金	450,863	450,863	
(3) 未払法人税等	357,529	357,529	
(4) 1年内返済予定の長期借入金	3,205	3,201	3
負債計	1,165,177	1,165,173	3

() 貸借対照表計上額及び時価には、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)の未償却残高が4,181千円含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、差入先ごとに、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	839,735			
売掛金	647,888			
敷金及び保証金()	21,623			
合計	1,509,247			

() 敷金及び保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、償還期日を明確に把握できないもの(42,054千円)については、償還予定額には含めておりません。

当事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,693,930			
売掛金	1,201,833			
敷金及び保証金()	43,657			
合計	2,939,421			

() 敷金及び保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、償還期日を明確に把握できないもの(40,124千円)については、償還予定額には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,492	3,205				
合計	3,492	3,205				

当事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	3,205					
合計	3,205					

(退職給付関係)

当社は退職金制度を設けておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
売上原価	-千円	8,331千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-千円	40,636千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2017年3月15日	2017年10月26日	2018年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 10名	当社取締役 2名 当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 90,400株	普通株式 196,000株	普通株式 184,000株
付与日	2017年3月31日	2017年10月31日	2018年8月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2017年3月31日～2019年3月31日	2017年10月31日～2019年10月31日	2018年8月1日～2020年8月1日
権利行使期間	2019年4月1日～2027年2月28日	2019年11月1日～2027年9月30日	2020年8月2日～2028年6月30日

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年11月15日	2019年11月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80,000株	普通株式 54,000株
付与日	2019年12月3日	2019年12月3日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2019年12月3日～2024年12月31日	2019年12月3日～2021年12月2日
権利行使期間	2025年1月1日～2026年11月30日	2021年12月3日～2026年11月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年9月1日付で普通株式1株につき200株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2017年3月15日	2017年10月26日	2018年7月31日
権利確定前(株)			
前事業年度末	21,600	174,000	160,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	21,600	174,000	-
未確定残	-	-	160,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	8,400	-	-
権利確定	21,600	174,000	-
権利行使	23,600	58,400	-
失効	-	-	-
未行使残	6,400	115,600	-

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年11月15日	2019年11月15日
権利確定前(株)		
前事業年度末	-	-
付与	80,000	54,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	80,000	54,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 2018年9月1日付で普通株式1株につき200株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2017年3月15日	2017年10月26日	2018年7月31日
権利行使価格(円)	375	450	450
行使時平均株価(円)	3,282	3,056	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年11月15日	2019年11月15日
権利行使価格(円)	2,345	2,345
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,850	1,766

(注) 2018年9月1日付で普通株式1株につき200株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、単価情報は株式分割後の金額に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ方式
(2) 主な基礎数値及びその見積方法

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
株価変動性 (注) 1	49.38%
予想残存期間 (注) 2	6.04年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率 (注) 4	0.162%

(注) 1. 以下の条件に基づき算出しております。

- (1) 株価情報収集期間：2013年11月19日から2019年12月3日
(2) 価格観察の頻度：週次
(3) 異常情報：なし
(4) 企業をめぐる状況の不連続的变化：なし
(5) その他考慮事項：上場後2年に満たないため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用し算定しております。

2. 割当日：2019年12月3日

権利行使期間：2025年1月1日から2026年11月30日

なお、採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。

3. 2018年9月期の配当実績によります。

4. 評価基準日における償還年月日2025年12月20日の超長期国債84の国債利回り(日本証券業協会店頭売買参考統計値より)を採用しております。

		第7回新株予約権 (ストック・オプション)
株価変動性	(注) 1	ア: 50.01% イ: 48.64% ウ: 47.94% エ: 49.15%
予想残存期間	(注) 2	ア: 4.5年 イ: 5.0年 ウ: 5.5年 エ: 6.0年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利率	(注) 4	ア: 0.160% イ: 0.171% ウ: 0.166% エ: 0.162%

(注) 1. 以下の条件に基づき算出しております。

(1) 株価情報収集期間: 予想残存期間に対応した以下の4期間を採用しております。

ア: 2015年6月4日から2019年12月3日

イ: 2014年12月4日から2019年12月3日

ウ: 2014年6月4日から2019年12月3日

エ: 2013年12月3日から2019年12月3日

(2) 価格観察の頻度: 週次

(3) 異常情報: なし

(4) 企業をめぐる状況の不連続的变化: なし

(5) その他考慮事項: 上場後2年に満たないため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用し算定しております。

2. 割当日: 2019年12月3日

権利行使期間: 2021年12月3日から2026年11月30日

なお、採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。また権利行使は段階的に可能となることから、権利行使期間の中間点は以下のアからエと計算されるので、評価対象ストック・オプションの予想残存期間をそれぞれ見積もり、その公正な評価単価を算定しております。

ア: 2024年6月1日

イ: 2024年12月1日

ウ: 2025年6月1日

エ: 2025年12月1日

3. 2018年9月期の配当実績によります。

4. 評価基準日における予想残存期間に対応した以下の4銘柄の国債利回り(日本証券業協会店頭売買参考統計値より)を採用しております。

ア: 償還年月日2024年6月20日の中期国債140(5)の国債利回り

イ: 償還年月日2024年12月20日の長期国債337の国債利回り

ウ: 償還年月日2025年6月20日の長期国債339の国債利回り

エ: 償還年月日2025年12月20日の超長期国債84の国債利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 871,860千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 220,810千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産		
前受金	16,713千円	31,507千円
ソフトウェア	10,955 "	29,527 "
未払事業税	6,549 "	18,096 "
その他	2,018 "	6,194 "
繰延税金資産小計	36,236千円	85,324千円
評価性引当額	757 "	89 "
繰延税金資産合計	35,479千円	85,235千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
法定実効税率	30.6%	-
(調整)		
住民税均等割	0.1%	-
所得拡大促進税制による税額控除	1.7%	-
評価性引当額の増減	5.4%	-
その他	0.0%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.6%	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
Apple Inc.	1,980,377	マンガアプリ事業
Google Inc.	361,031	マンガアプリ事業
ユナイテッド株式会社	339,590	マンガアプリ事業

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
Apple Inc.	4,246,363	マンガアプリ事業
Google Inc.	1,053,652	マンガアプリ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	145.60円	260.87円
1株当たり当期純利益	46.77円	112.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	44.96円	107.91円

- (注) 1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社株式は2018年12月20日東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から前事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	303,027	750,264
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	303,027	750,264
普通株式の期中平均株式数(株)	6,478,958	6,679,077
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	260,390	273,298
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		第6回新株予約権 新株予約権の数 400個 普通株式 80,000株 第7回新株予約権 新株予約権の数 270個 普通株式 54,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	0
預金 普通預金	1,693,930
計	1,693,930
合計	1,693,930

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	805,352
Google Inc.	103,231
Twitter, Inc.	38,744
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	35,478
Facebook, Inc.	33,165
その他	185,861
合計	1,201,833

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
647,888	8,160,202	7,606,256	1,201,833	86.4	41.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

コンテンツ

区分	金額(千円)
コンテンツ	8,216
合計	8,216

買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社メディアドゥ	313,625
株式会社少年画報社	10,121
レバテック株式会社	4,492
ポアソルチマネージメント株式会社	4,210
株式会社融合ディメンションズ	3,573
その他	17,555
合計	353,579

未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	241,605
株式会社サイバーエージェント	41,529
株式会社Days	30,894
Google Inc.	28,156
株式会社Cyberz	26,093
その他	82,583
合計	450,863

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	270,153
住民税	28,275
事業税	59,099
合計	357,529

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,641,508	3,414,286	5,394,084	7,524,525
税引前四半期(当期)純利益(千円)	293,153	524,204	761,193	1,084,693
四半期(当期)純利益(千円)	200,375	357,118	515,903	750,264
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	30.17	53.63	77.34	112.33

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	30.17	23.48	23.72	34.95

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://amazia.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)2019年12月26日関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第11期第1四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第11期第2四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)2020年5月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第11期第3四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月14日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2019年12月25日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月24日

株式会社Amazia
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Amaziaの2019年10月1日から2020年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Amaziaの2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。